

# 滋賀県 世代をつなぐ 農村まるごと保全向上対策



滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 ロゴマーク

滋賀県 農政水産部 農村振興課

# 制度および実施状況

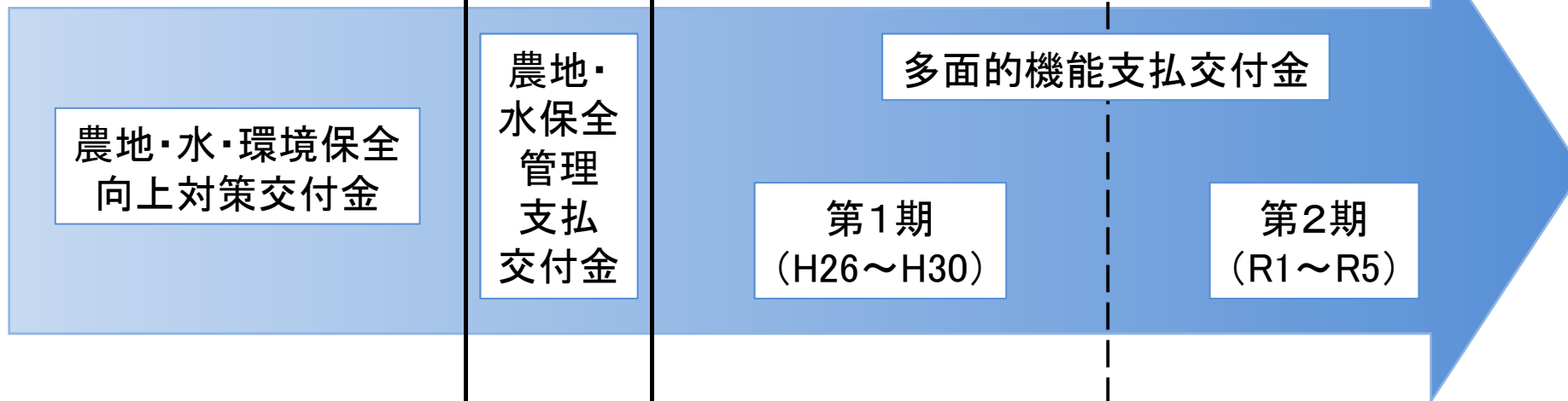
## ✓ 制度の概要

### ○国および県の制度の移り変わり

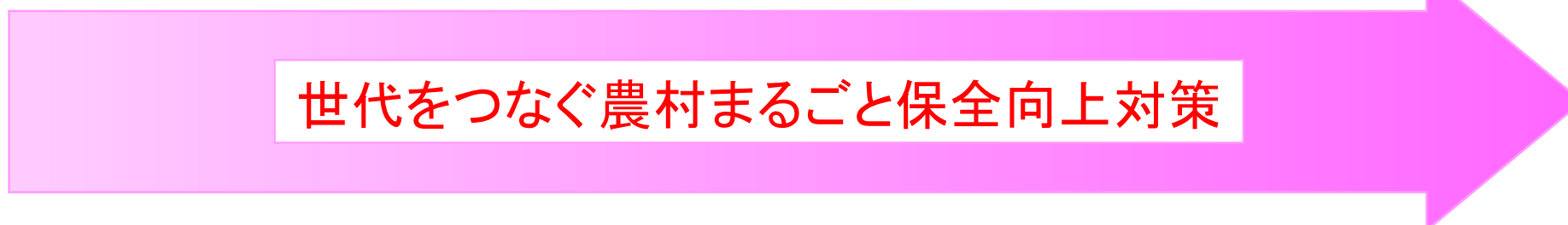
「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」の施行

H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | **R2** | R3 | R4 | R5 →

#### 【国】



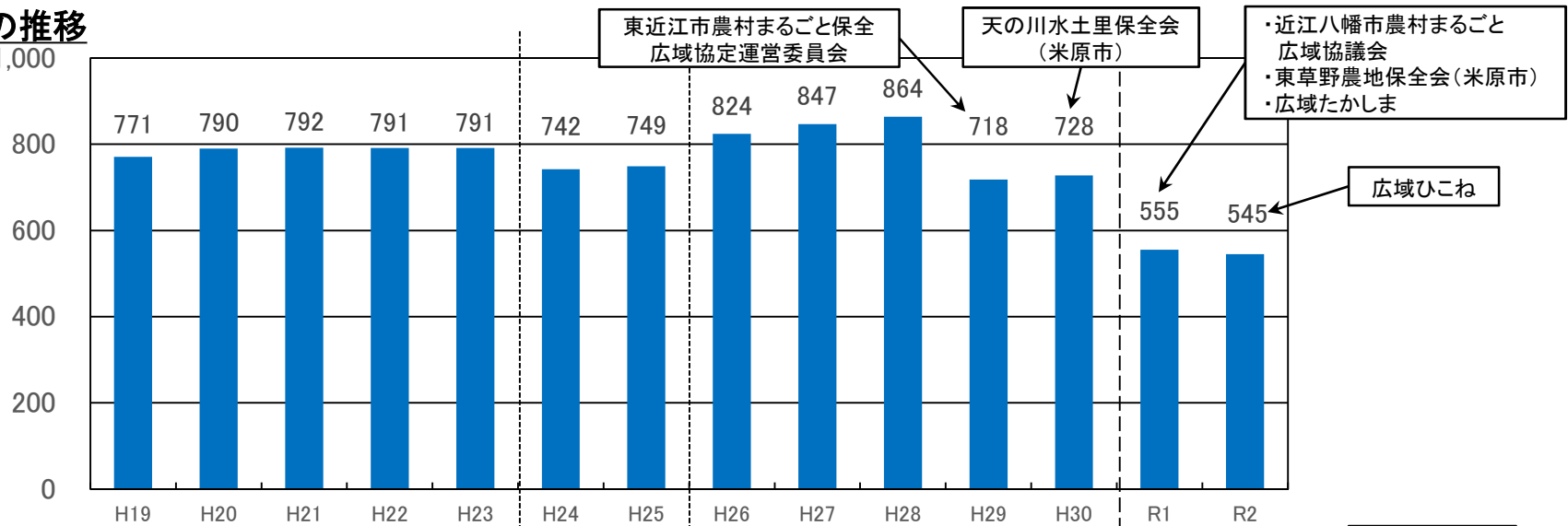
#### 【県】



# ✓ 活動組織数および交付対象面積(農地維持)の推移

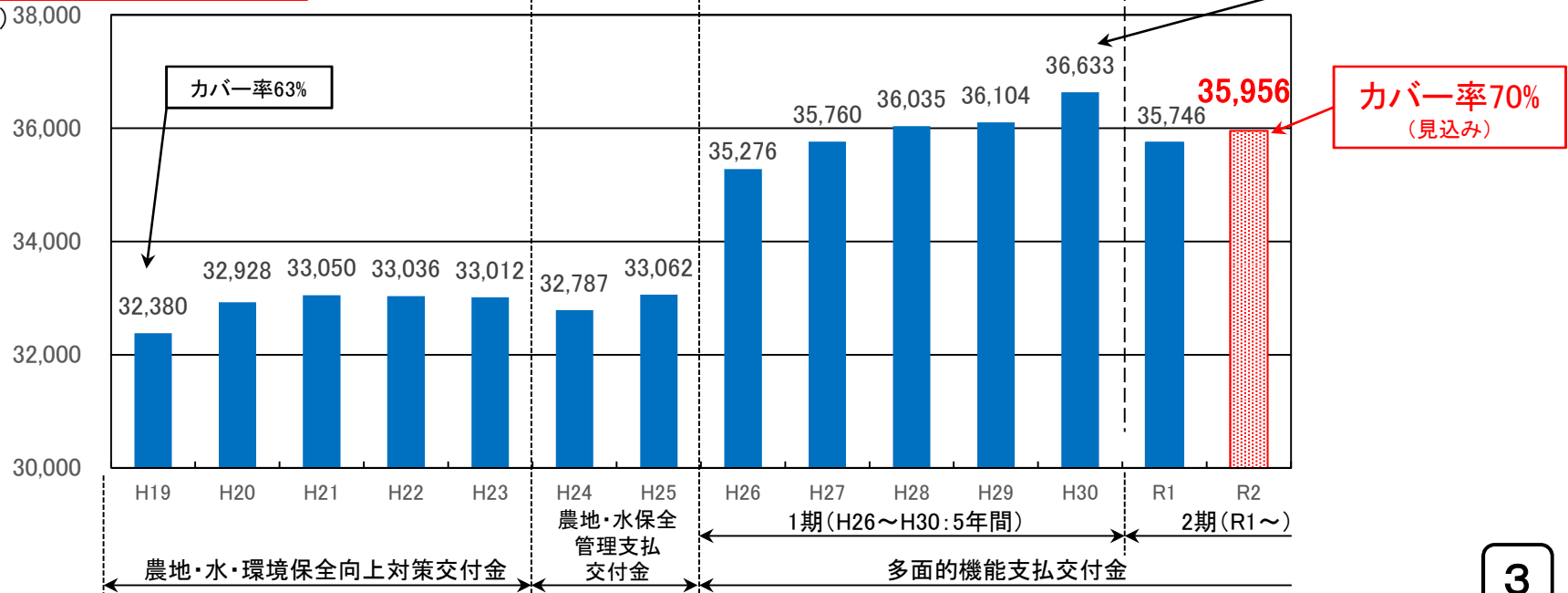
## ◇ 組織数の推移

(組織)1,000



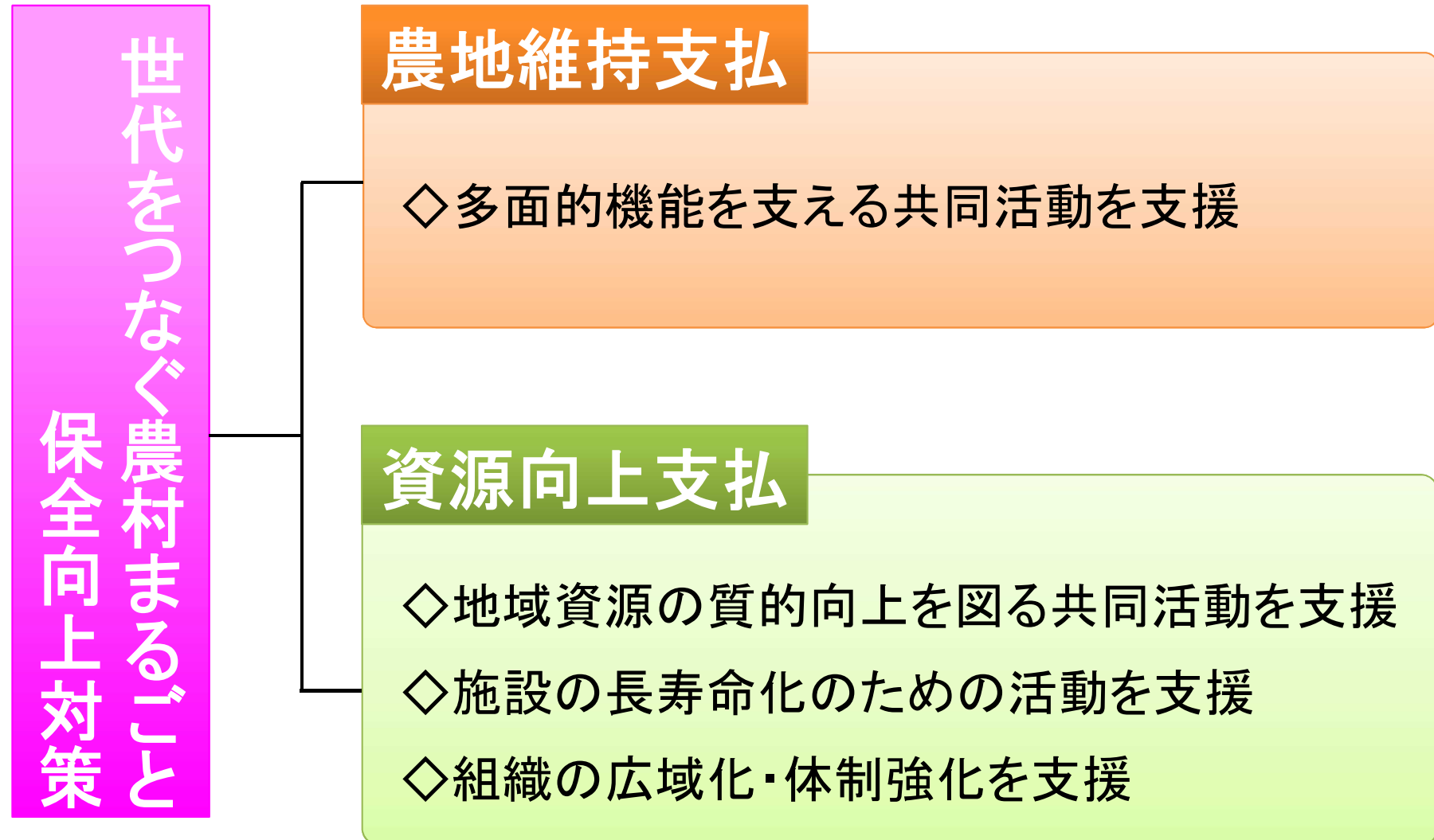
## ◇ 取組面積(農地維持)の推移

(ha)38,000



## ✓ 制度の概要

### ○世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の構成



# ✓ 制度の概要

## ◇支援単価(単位:円/10a)

|    | 農地維持支払 | 資源向上支払(共同) |       |       |        | 資源向上支払<br>(長寿命化)<br>[上限単価] |
|----|--------|------------|-------|-------|--------|----------------------------|
|    |        | 標準型        | 環境保全型 | 防災減災型 | 生態系保全型 |                            |
| 田  | 2,200  | 1,300      | 1,800 | 1,800 | 1,800  | 4,400                      |
| 畑  | 1,500  | 800        | 1,080 | 800   | 800    | 2,000                      |
| 草地 | 180    | 120        | 180   | 120   | 120    | 400                        |

## ◇広域組織設立支援

| 交付要件            | 交付額       |
|-----------------|-----------|
| 3集落以上または50ha以上※ | 4万円/年・組織  |
| 200ha以上         | 8万円/年・組織  |
| 1,000ha以上       | 16万円/年・組織 |

※中山間地域等の  
条件不利地域に  
おいて適用

### ◇負担割合

国:50% 県:25% 市町:25%

### ◇交付対象

活動組織 または 広域活動組織

### ◇活動期間

5年間

## ◇活動例

### ◆農地維持支払 水路の泥上げ



### ◆資源向上支払(共同) 水路の簡易な補修



### ◆資源向上支払(長寿命化) 水路の更新



# ✓ 制度の概要【農地維持支払】

## 農地維持支払

### ○支援の対象となる活動

#### ①地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置付けた農用地、水路、農道などについて、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。

点検・計画策定



施設の点検



年度活動計画の策定

研修（例）



組織運営に関する研修  
機械の安全使用に関する研修

※研修は、  
活動期間中に各1回以上受講

実践活動(例)



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

#### ②地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化などを毎年度実施します。

- (例) ◇ 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会  
◇ 不在地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査  
◇ 地域住民等との意見交換、ワークショップ、交流会 など



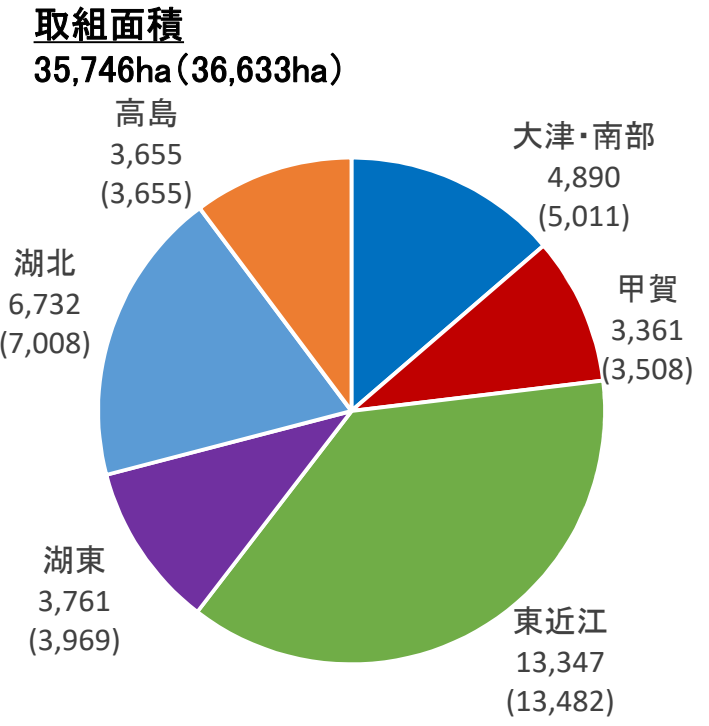
農業者による検討会

# ✓ 農地維持支払の実施状況(R1)

- 令和元年度、県内での取組面積は35,746ha(前年度と比べて▲887ha)
- カバー率は、県全体で70%

事務所別取組状況

|       | 対象組織数 | 農振農用地面積 (ha)<br>① | 交付対象面積 (ha) |         | 1組織当たりの平均面積 (ha) | カバー率 ((②-③)/①) |
|-------|-------|-------------------|-------------|---------|------------------|----------------|
|       |       |                   | ②           | うち白地等 ③ |                  |                |
| 県全体   | 555   | 51,126            | 35,746      | 98      | 64.4             | 70%            |
| 大津・南部 | 103   | 7,482             | 4,890       | 38      | 47.5             | 65%            |
| 甲賀    | 94    | 5,449             | 3,361       | 0       | 35.8             | 62%            |
| 東近江   | 79    | 17,877            | 13,347      | 0       | 168.9            | 75%            |
| 湖東    | 94    | 5,342             | 3,761       | 2       | 40.0             | 70%            |
| 湖北    | 179   | 10,329            | 6,732       | 58      | 37.6             | 65%            |
| 高島    | 6     | 4,647             | 3,655       | 0       | 609.1            | 79%            |



( )の数値は平成30年度実績

<参考>

| 事務所名  | 市町名                 | 事務所名 | 市町名                 |
|-------|---------------------|------|---------------------|
| 大津・南部 | 大津市 草津市 守山市 栗東市 野洲市 | 湖東   | 彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町 |
| 甲賀    | 甲賀市 湖南市             | 湖北   | 長浜市 米原市             |
| 東近江   | 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町  | 高島   | 高島市                 |

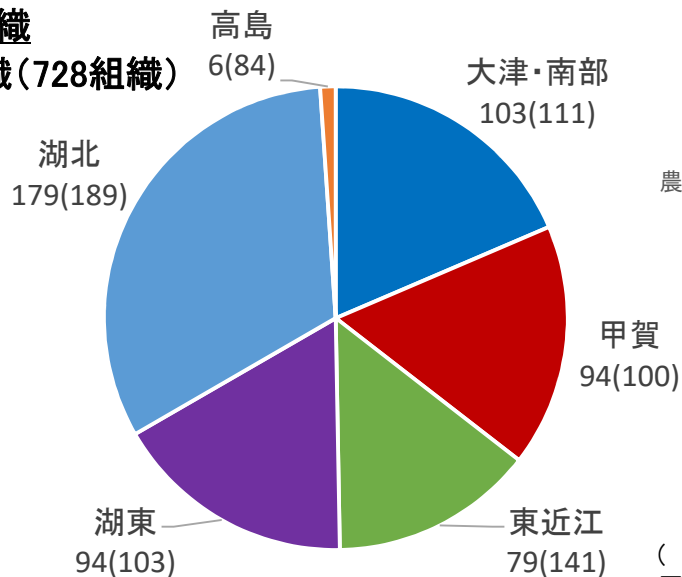


# ✓ 農地維持支払の実施状況(R1)

- 県内での取組組織数は555であり、前年度と比べて▲173組織減少
- 活動組織が設定している「構造変化に対応した保全管理の目標」は、「中心経営体型」が最も多く、次いで「集落ぐるみ型」、「多様な参画・連携型」となっている
- 地域資源の適切な保全管理のための推進活動としては、「農業者による検討会を開催」している組織が最も多い

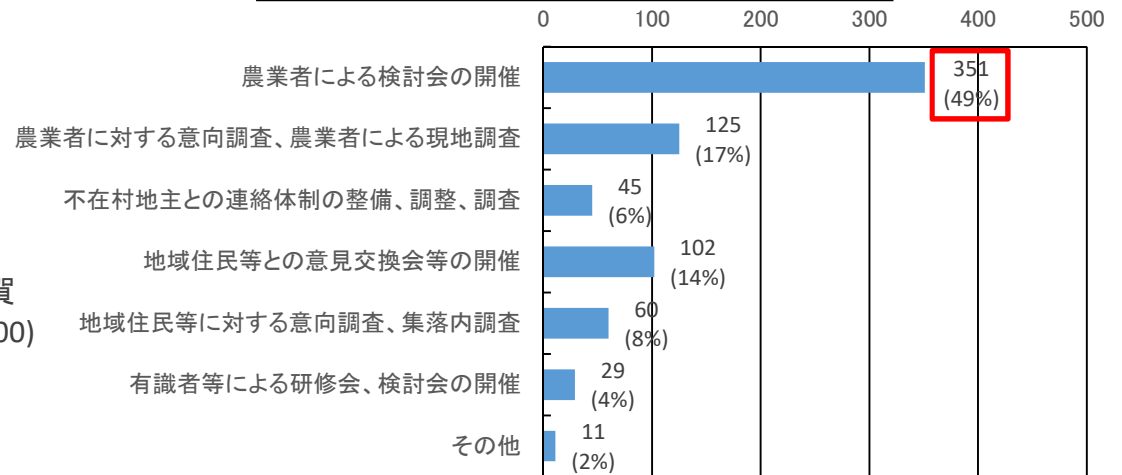
## 取組組織

555組織(728組織)



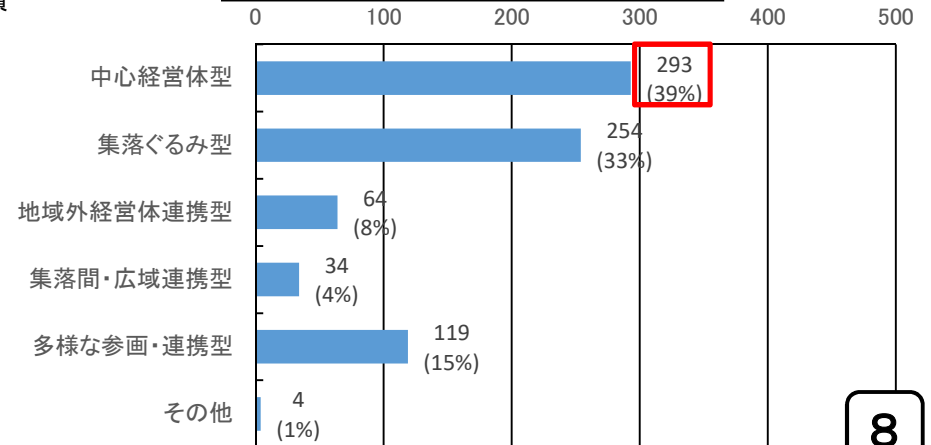
( )の数值は  
平成30年度実績

## 地域資源の適切な保全管理のための推進活動



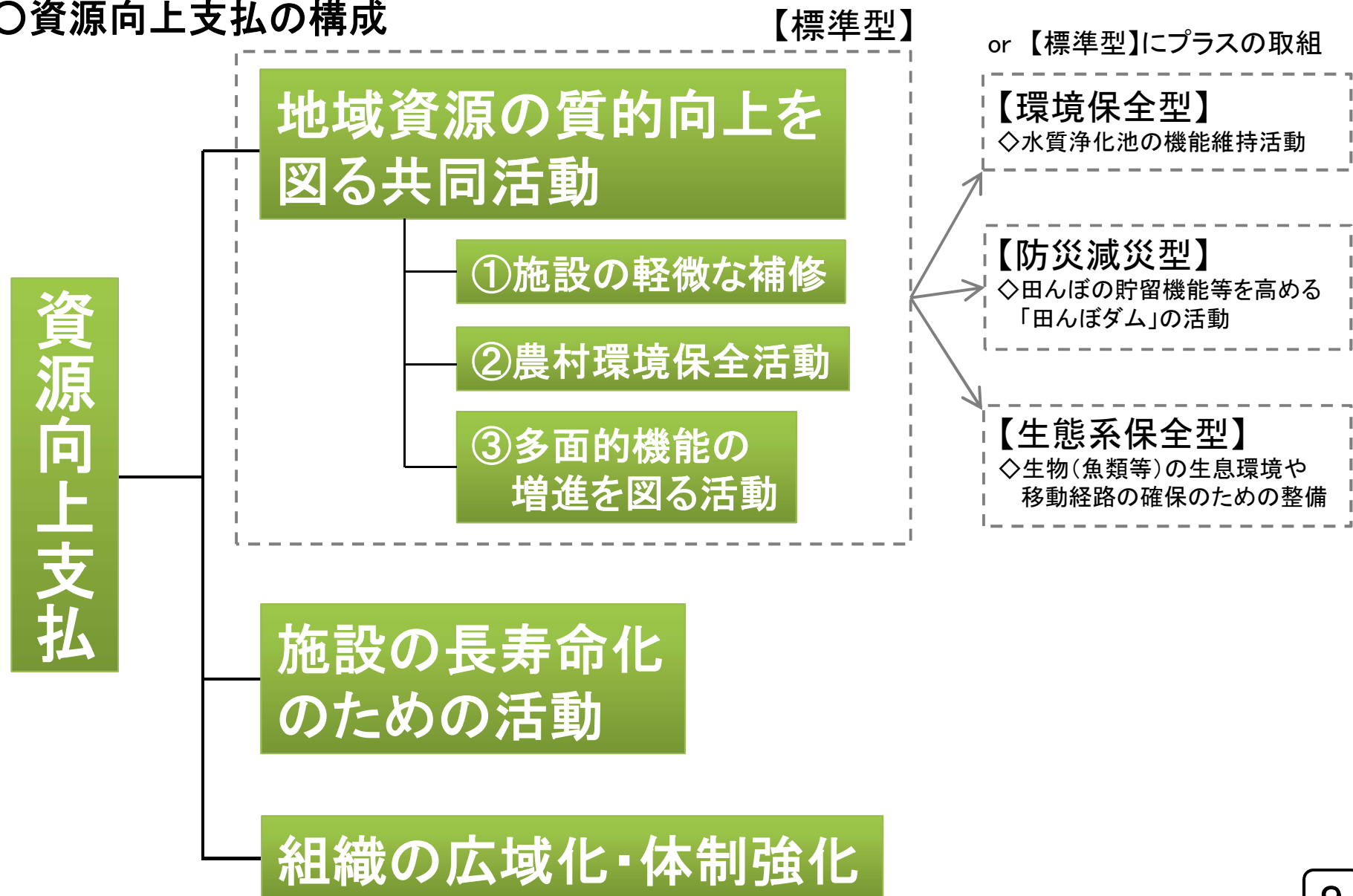
|           |  |
|-----------|--|
| 中心経営体型    | 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。                |
| 集落ぐるみ型    | 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。              |
| 地域外経営体連携型 | 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。             |
| 集落間・広域連携型 | 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。 |
| 多様な参画・連携型 | 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。      |
| その他       | 地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定。  |

## 構造変化に対応した保全管理の目標



# ✓ 制度の概要【資源向上支払】

## ○資源向上支払の構成



# ✓ 制度の概要【資源向上支払】

## 資源向上支払（共同）

### ○資源向上支払（※共同）の構成

※共同：地域資源の質的向上を図る共同活動

#### 【標準型】

水路、農道等の①施設の軽微な補修、②農村環境保全活動および③多面的機能の増進を図る活動に対し、対象農用地面積に応じて支援します。

#### 【環境保全型】

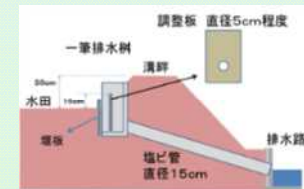
標準型にプラスして、「水質浄化池の機能維持活動」に対し支援します。



浄化池の泥上げ

#### 【防災減災型】

標準型にプラスして、まとまった農地で行う排水調整板の設置管理など、田んぼの貯留機能等を高める「田んぼダム」の活動に対し支援します。



田んぼダムの概要

#### 【生態系保全型】

標準型にプラスして、魚道の設置や水田内水路の設置など、「生物（魚類等）の生息環境や移動経路の確保のための整備」に対し支援します。



水路魚道の設置(堰上式)



水田内水路の設置



魚巣ブロックの設置



石積水路の設置



水田魚道の設置(一筆型)



ピオトップ水田の実施



ワンドの形成



水路からの脱出施設の設置

# ✓ 制度の概要【資源向上支払】

## 資源向上支払（共同）

### ○資源向上支払（共同）の支援の対象となる活動

#### ①施設の軽微な補修

活動計画書に位置付けた農用地、水路、農道などの機能診断や補修などが対象となります。

計画策定



年度活動計画の策定

実践活動(例)



鳥獣害防護柵の補修・設置



水路のひび割れ補修



カバープランツの植栽

研修(例)



補修に関する研修

機能診断



施設の機能診断



暗渠施設の清掃



水路法面の初期補修



農道の部分補修



機能診断に関する研修

※研修は、活動期間中に1回以上受講

# ✓ 制度の概要【資源向上支払】

## 資源向上支払（共同）

### ○資源向上支払（共同）の支援の対象となる活動

#### ②農村環境保全活動

水質保全や生態系保全などの農村環境の保全を図るための活動が対象となります。  
本県においては、水質保全と生態系保全は必須の活動となります。

#### 計画策定



実践活動の計画策定

#### 啓発・普及(例)



地域住民との交流活動



のぼり旗や看板の設置

#### 実践活動(例)

##### 水質保全



水守当番による排水調査

必須

##### 水質保全



透視度調査

必須

##### 生態系保全



生きもの調査

必須



道路法面への植栽



遊休農地への植栽



定期的なゴミ拾い

# ✓ 制度の概要【資源向上支払】

## 資源向上支払（共同）

### ○資源向上支払（共同）の支援の対象となる活動

#### ③多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づいて行われる下記の活動が対象となります。

- ・ 遊休農地の有効活用
- ・ 農地周りの共同活動の強化
- ・ 地域住民による直営施工
- ・ 防災、減災力の強化
- ・ 農村環境保全活動の幅広い展開
- ・ **やすらぎ、福祉および教育機能の活用**
- ・ 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

また、水質保全活動、生態系保全活動、多面的機能の増進を図る活動のいずれかに  
関する次の広報活動を実施する必要があります。

- ・ チラシやパンフレットの配布や掲示
- ・ 看板やポスター等の設置、掲示
- ・ ホームページの開設、更新
- ・ 行政機関や関係団体等の広報誌やホームページへの掲載
- ・ 各種イベント等での活動内容等の紹介 など



遊休農地を利用したコスモス植栽



ホームページやパンフレット等  
による広報

## ✓ 制度の概要【資源向上支払】

### 資源向上支払（長寿命化）

○資源向上支払（※長寿命化）の支援の対象となる活動 ※長寿命化：施設の長寿命化のための活動

整備後30年以上経過し、老朽化が進む農地周りの水路の長寿命化のための補修・更新の活動に対し、対象となる農用地面積に応じて支援します。

（原則、1路線 工事1件当たり200万円未満となります。）

#### 水路整備 用水路

整備後30年以上経過した用水路（付帯施設を含む）のうち、機能診断（施設の状況をA、B、Cの3段階で評価する用水路の劣化度判定）を実施したうえで、最も劣化の進行しているC判定の割合の多い用水路を補修・更新する活動が対象です。



用水路の更新

#### 水路整備 生物多様性水路

整備後30年以上経過した排水路の補修・更新のうち、生きものが生息できる場所の確保（生息、成育環境の確保）または水田と排水路を魚道などをつなぎ、連続性が確保（移動経路が確保）できる施設などを整備する活動が対象です。



排水路の補修



魚道を遡上するコイ

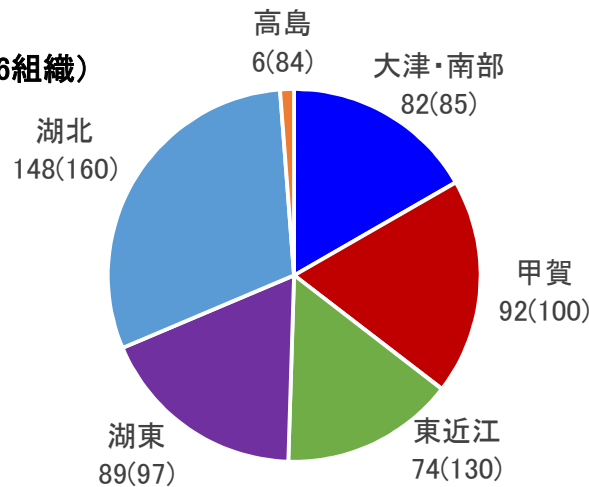
# ✓ 資源向上支払【共同】の実施状況(R1)

|       | 対象<br>組織数 | 農振<br>農用地<br>面積<br>(ha)<br>① | 交付対象<br>面積<br>(ha)<br>② | 1組織当<br>たりの平均<br>面積<br>(ha) | カバー率<br><br>②/① |
|-------|-----------|------------------------------|-------------------------|-----------------------------|-----------------|
| 県全体   | 491       | 51,126                       | 34,032                  | 51.9                        | 67%             |
| 大津・南部 | 82        | 7,482                        | 4,326                   | 52.8                        | 58%             |
| 甲賀    | 92        | 5,449                        | 3,332                   | 36.2                        | 61%             |
| 東近江   | 74        | 17,877                       | 13,216                  | 178.6                       | 74%             |
| 湖東    | 89        | 5,342                        | 3,671                   | 41.2                        | 69%             |
| 湖北    | 148       | 10,329                       | 5,833                   | 39.4                        | 56%             |
| 高島    | 6         | 4,647                        | 3,655                   | 609.1                       | 79%             |



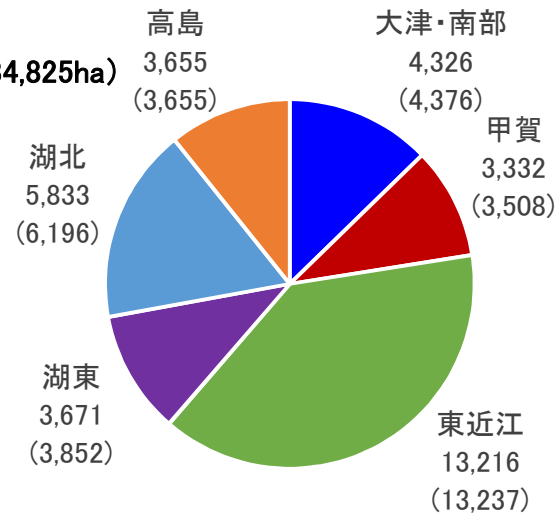
取組組織数

491組織(656組織)



取組面積

34,032ha(34,825ha)



( )の数値は  
平成30年度実績



# ✓ 資源向上支払【長寿命化】の実施状況(R1)

|       | 対象<br>組織数 | 交付対象<br>面積<br>(ha) |
|-------|-----------|--------------------|
| 県全体   | 34        | 3,226              |
| 大津・南部 | 9         | 544                |
| 甲賀    | 14        | 580                |
| 東近江   | 4         | 615                |
| 湖東    | 1         | 28                 |
| 湖北    | 3         | 78                 |
| 高島    | 3         | 1,381              |

## ■ 用水路整備

整備後30年以上経過した用水路(附带施設を含む)のうち、機能診断を実施したうえで、最も劣化が進行していると判定された用水路を補修、更新する



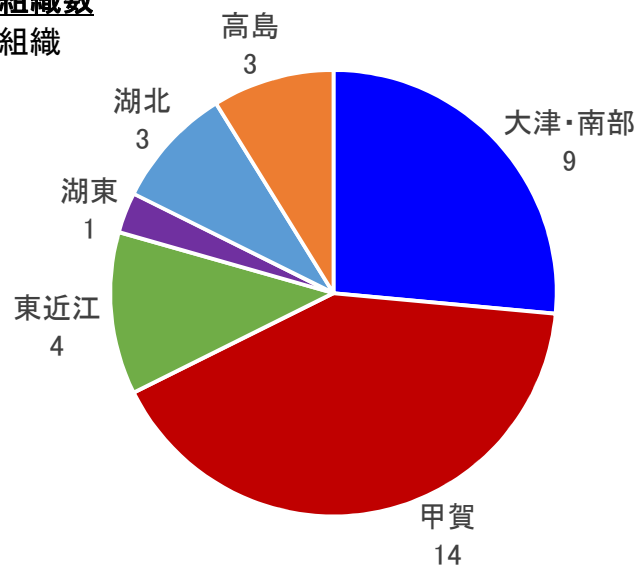
## ■ 排水路整備

整備後30年以上経過した排水路の補修、更新にあわせて、生きものが生息できる場所の確保または水田と排水路を魚道などでつないで連続性を確保する施設の整備を行う



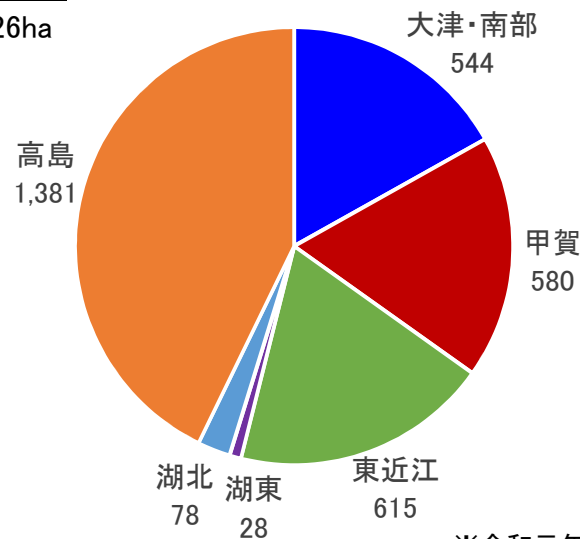
取組組織数

34組織



取組面積

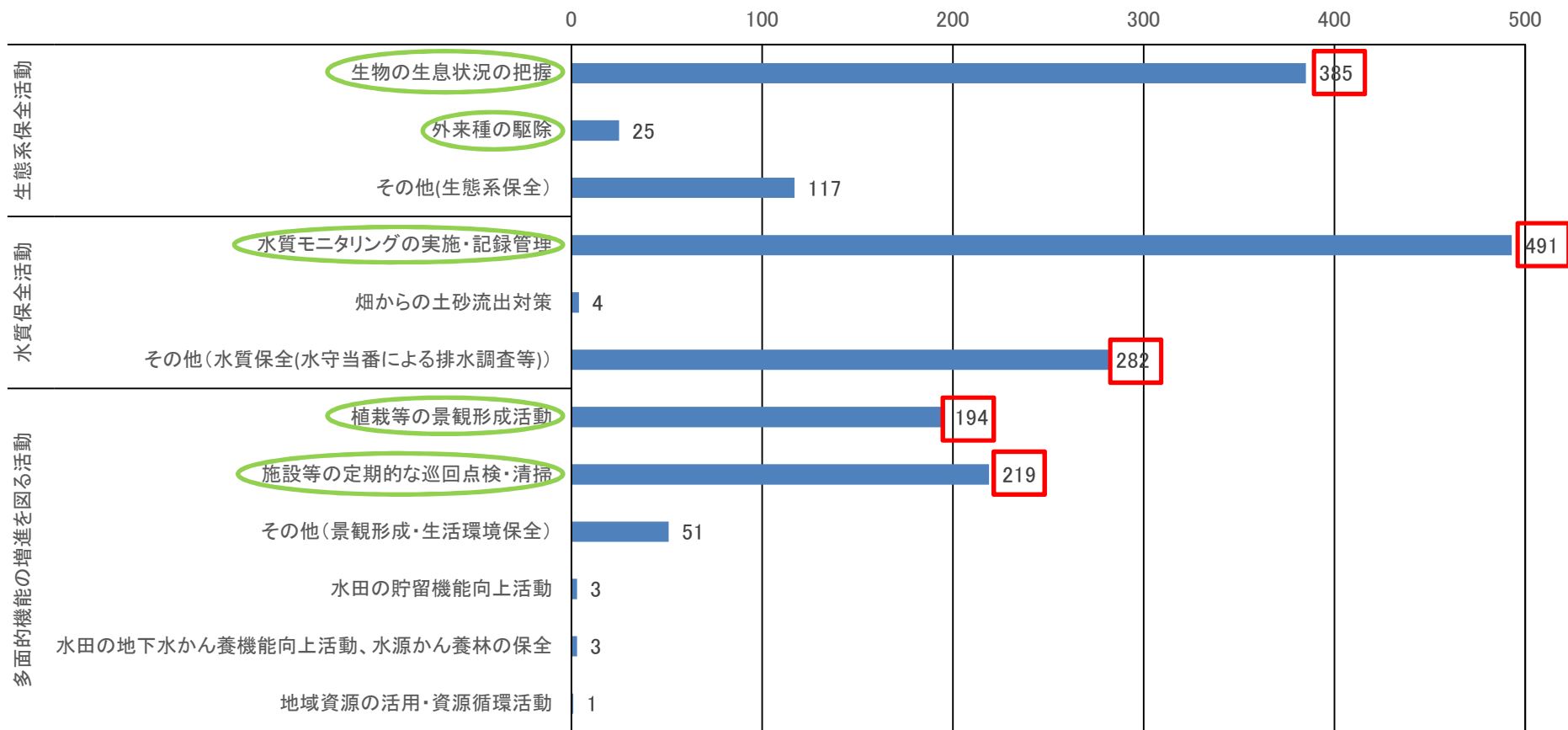
3,226ha



※令和元年度実績のみ記載

# ✓ 資源向上支払の実施状況(R1)

- 県内では、資源向上(共同)に取り組む491組織が、農村環境保全活動として「生態系保全」および「水質保全」に取り組んでいるほか、471の組織が「多面的機能の増進を図る活動」にも取り組んでいる。
- 「多面的機能の増進を図る活動」としては、「施設等の定期的な巡回点検・清掃」および「植栽等の景観形成活動」を実施している組織が多い。



滋賀県で取組数の多いもの

全国で取組数の多いもの

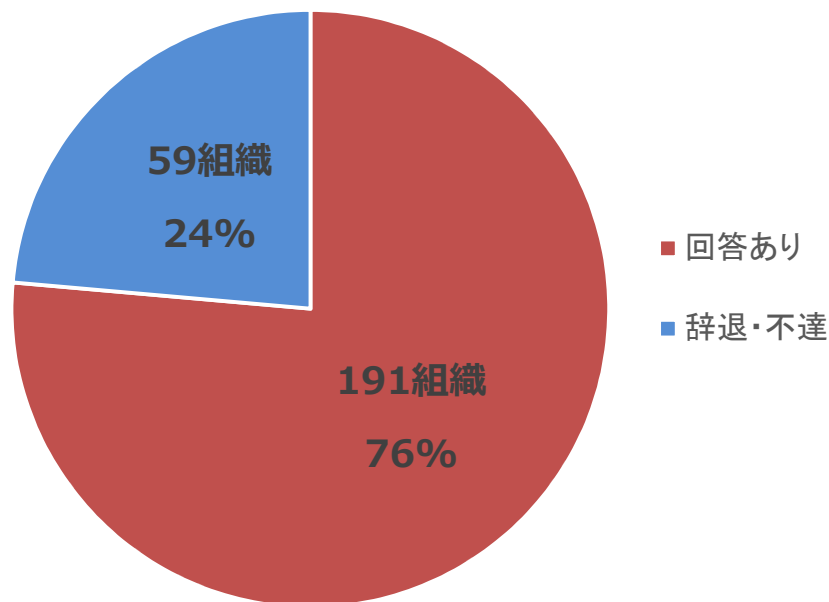
# 施策評価

## ✓「施策評価について」

■「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の効果等に関するアンケート調査結果より

目的:

- 本対策の取組における課題の検証と効果の評価を行い、とりまとめた結果を今後の一層効果的な施策推進に活かすとともに、広く情報発信することにより、事業推進に対する県民の理解促進を図る



- 調査実施日 : 令和2年8月27日
- 調査対象組織 : 19市町250組織 (R1実績555組織の約50%をランダムに抽出)
- 回答組織 : 191組織 (回答率:  $191 / 250 \times 100 = 76\%$ )

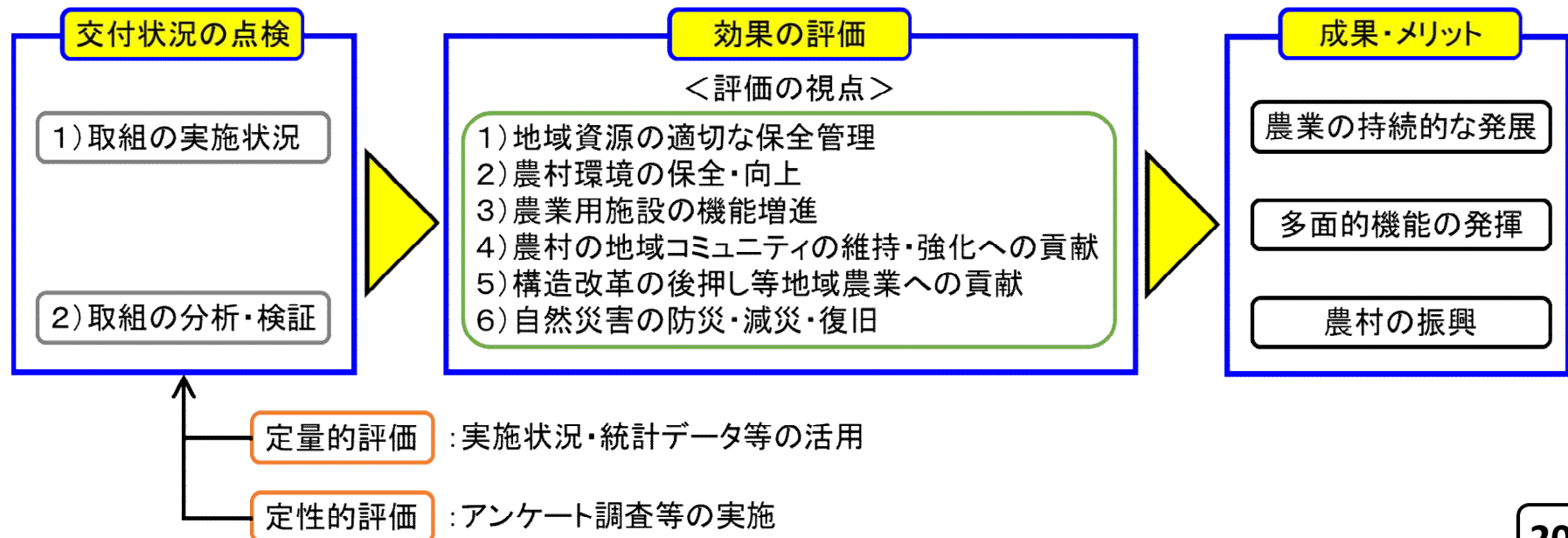
# ✓「施策評価について」

➤ 本対策のアウトカムとして

- 1) 地域資源の適切な保全管理
- 2) 農村環境の保全・向上
- 3) 農業用施設の機能増進
- 4) 農村コミュニティの維持・強化
- 5) 構造改革の後押し等地域農業の振興
- 6) 自然災害の防災・減災による地域防災力の向上

の6つの効果について評価を実施

➤ 地域の共同活動に対する支援を通して、本対策の目的である「農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮」や「担い手農家への農地集積等の構造改革を後押し」するなど農業農村の維持・発展に寄与していることを確認する



# ✓ 1) 地域資源の適切な保全管理

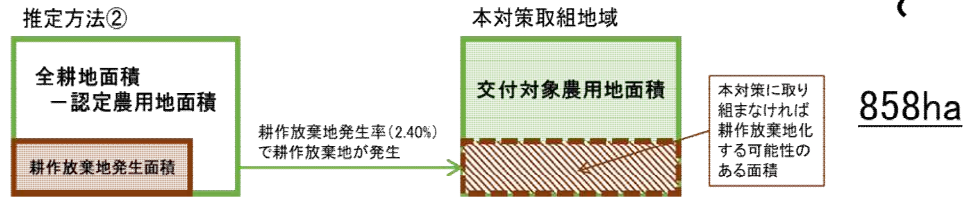
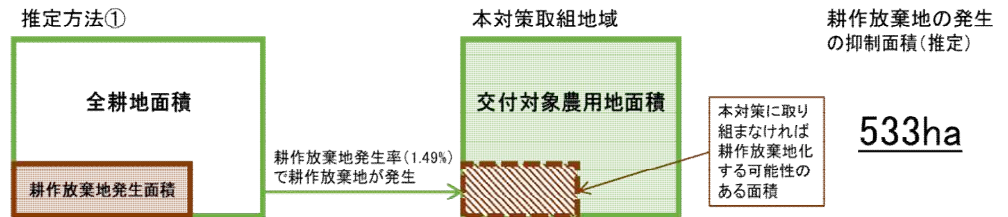
➤ これまでの5年間で県内約40haの遊休農地が解消されるとともに、最大約860haの遊休農地発生を抑制※

※農水省の施策評価における効果算出方法により試算

➤ 約9割の活動組織が「本対策に取り組まなかった場合、耕作放棄地や農業用施設の機能低下がかなり進行していた」等と回答

遊休農地解消面積 (H26～R1実績報告)

|           | H26  | H27   | H28  | H29  | H30  | R1   | 累計    |
|-----------|------|-------|------|------|------|------|-------|
| 解消面積 (ha) | 7.13 | 13.05 | 9.58 | 7.00 | 2.01 | 0.87 | 39.64 |



遊休農地発生抑制面積の試算(国施策評価における効果算出方法より)



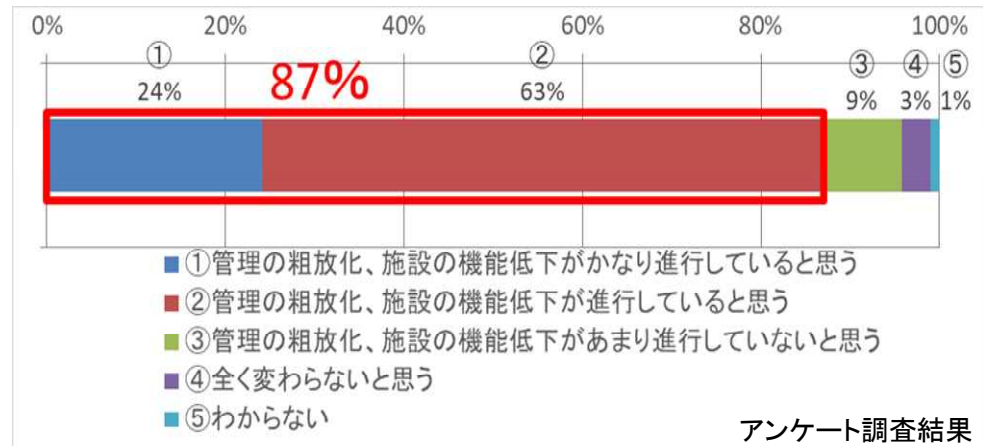
農地の草刈り



水路の泥上げ



農道の補修



➡ ※本交付金は、**地域資源の適切な保全管理に貢献**

## ✓ 2) 農村環境の保全・向上

- ▶ 本県では、「水質保全活動」と「生態系保全活動」を必須の取組として設定
- ▶ 農業排水が流入する主要河川(59河川78地点)の代かきから田植え期における透視度は、本対策開始から間もない平成21年度以降は横ばいであったが近年は向上しており、長期的には改善傾向にある。

必須



透視度調査  
(水質保全)

必須

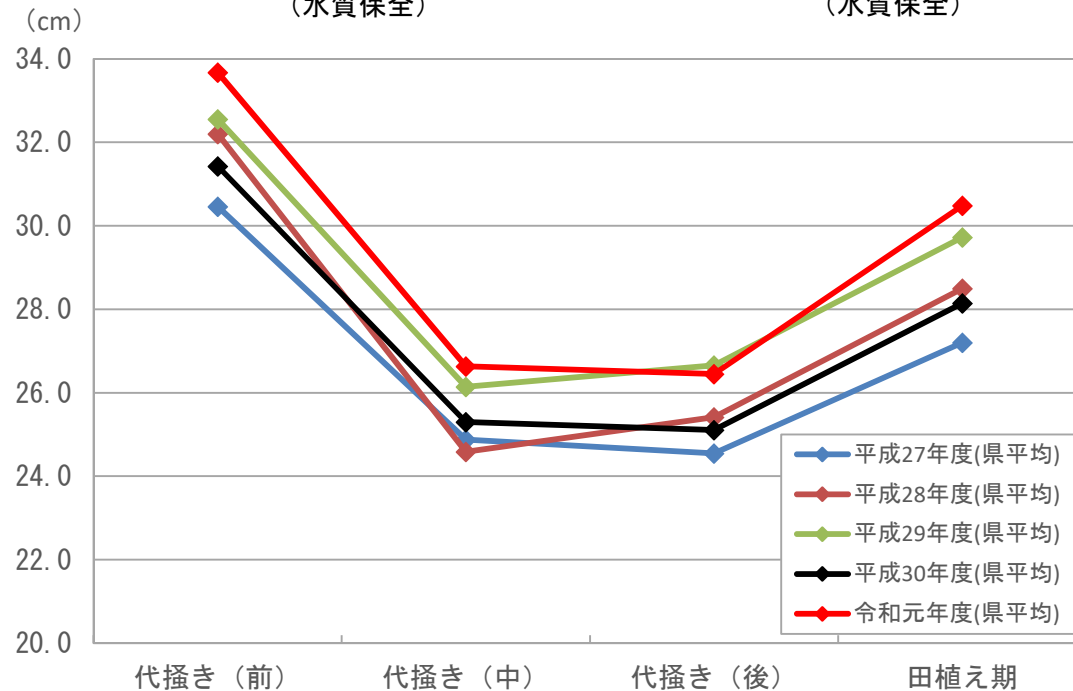


水守当番による濁水放流の確認  
(水質保全)

必須



子ども会等と連携した生きもの調査  
(生態系保全)



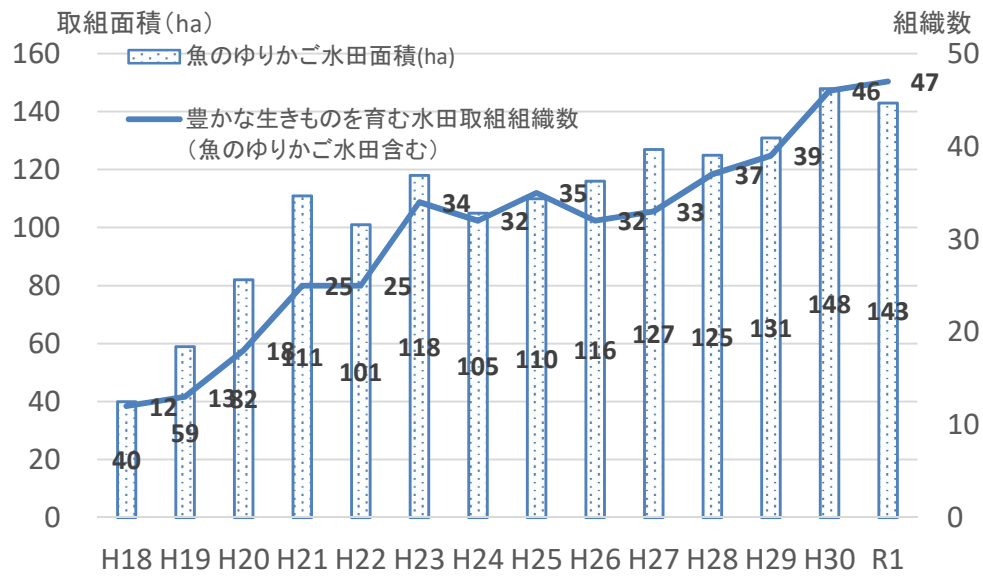
各組織で行う透視度調査結果の県平均値の推移



一級河川白鳥川河口の濁水発生状況(4~6月)

## ✓ 2) 農村環境の保全・向上

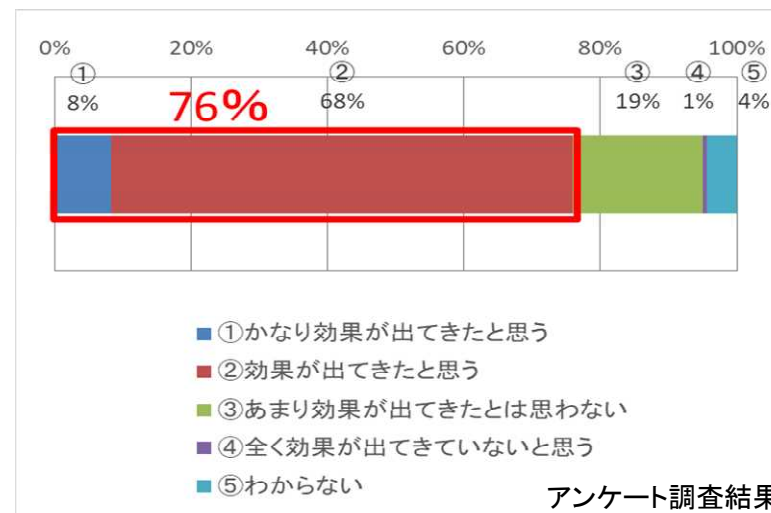
- 「魚のゆりかご水田」の取組は、40ha(H18)から143ha(R1)に拡大
- 約8割の活動組織が「水質向上など環境保全効果がかなり出てきたと思う」等と回答



「魚のゆりかご水田」および「豊かな生きものを育む水田」の取組の推移



堰上げ式魚道を遡上するコイ



➡ ※本交付金は、農村環境の保全・向上に貢献



## ✓ 3) 農業用施設の機能増進

- 整備後30年以上経過し、老朽度が顕著な農業用水路等について、機能診断結果に基づく長寿命化対策（補修・更新）を計画的に実施
- 約9割の活動組織が、「本交付金に取り組まなかった場合、10年後には施設の老朽化等により農業生産等に影響が出ると思う」等と回答



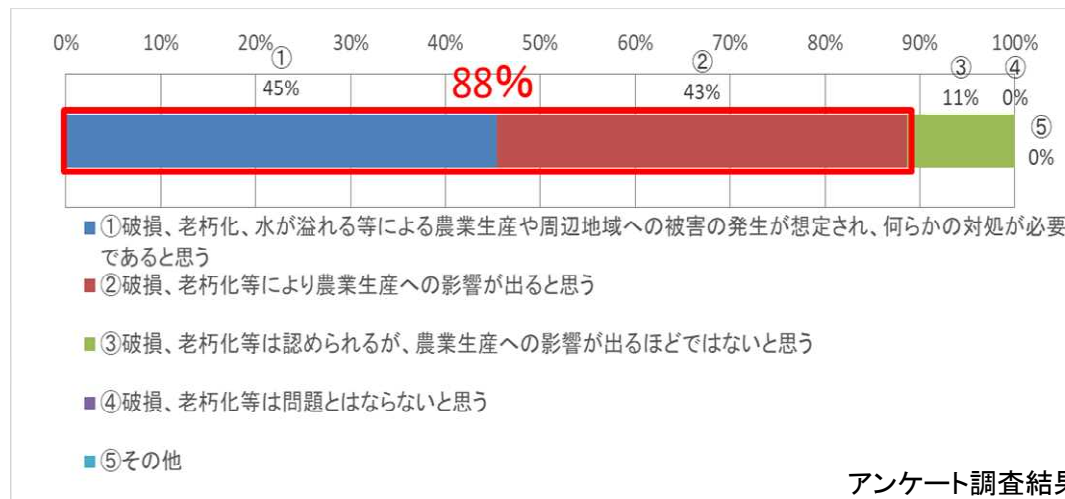
施設の機能診断



用水路の更新



排水路の補修



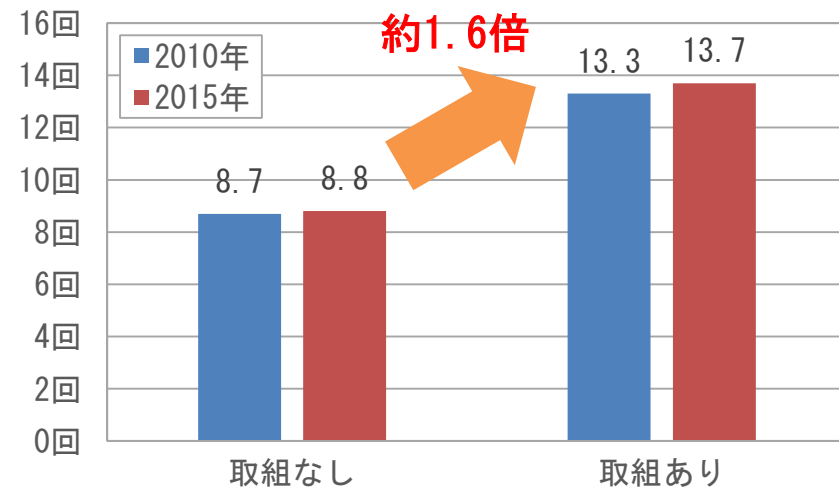
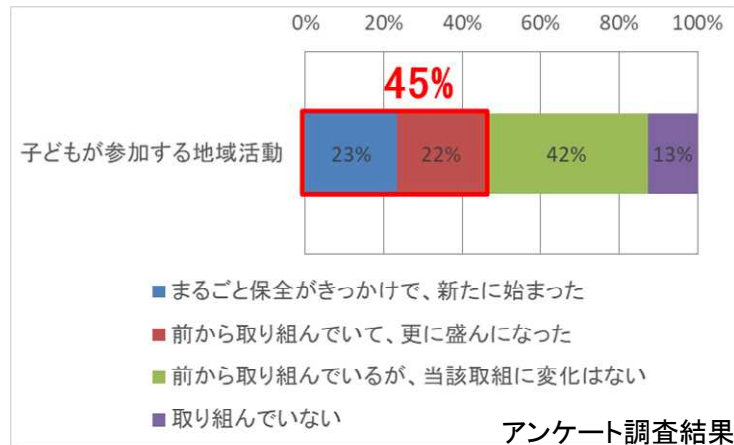
➡ ※本交付金は、**農業用施設の機能増進に貢献**

## ✓ 4) 農村コミュニティの維持・強化

- 活動組織における非農業者等の構成割合は、平成26年度の34%から令和元年度は49%へと大幅に増加するなど多様な主体の参画を得た共同活動が行われている。
- 約半数の組織が、本交付金の活動をきっかけに「子どもが参加する活動が新たに始まった」や「活動がさらに盛んになった」等と回答
- (参考)国調査では、本交付金に取り組んでいる集落の平均寄合回数は、未取組集落の約1.6倍の回数で実施されているという結果がある



小学校との連携(稲刈り体験)



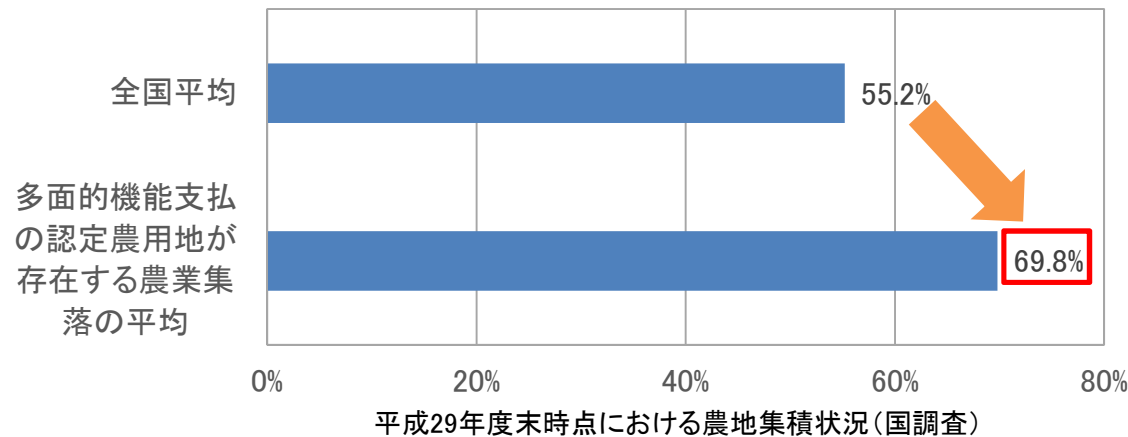
本交付金の取組の有無による平均寄合回数の相違(国調査)



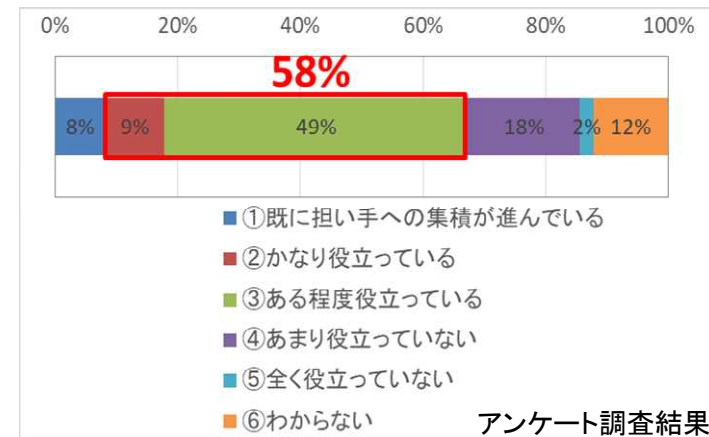
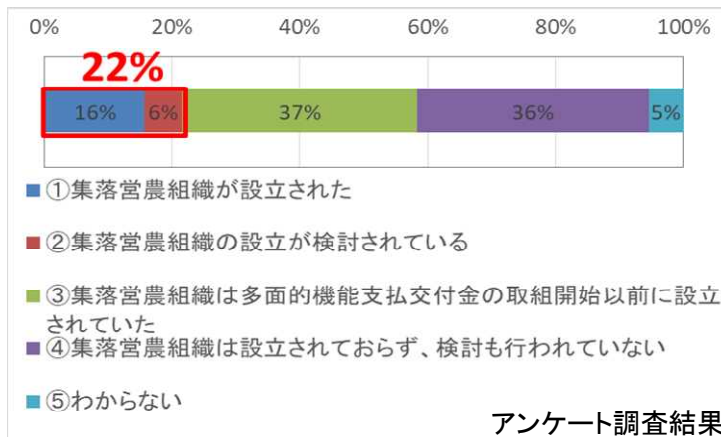
➡ ※本交付金は、農村コミュニティの維持・強化に貢献

## ✓ 5) 構造改革の後押し等地域農業の振興

- (参考) 国調査では、本交付金に取り組む集落は、全国平均に比べて担い手農家への農地集積率が高い
- 本交付金がきっかけで、約2割の組織が「集落営農組織が設立された」または「設立に向けた検討がされている」と回答
- 約6割の組織が、「本交付金が農地集積や集積に向けた話し合いのきっかけとして役立っている」等と回答



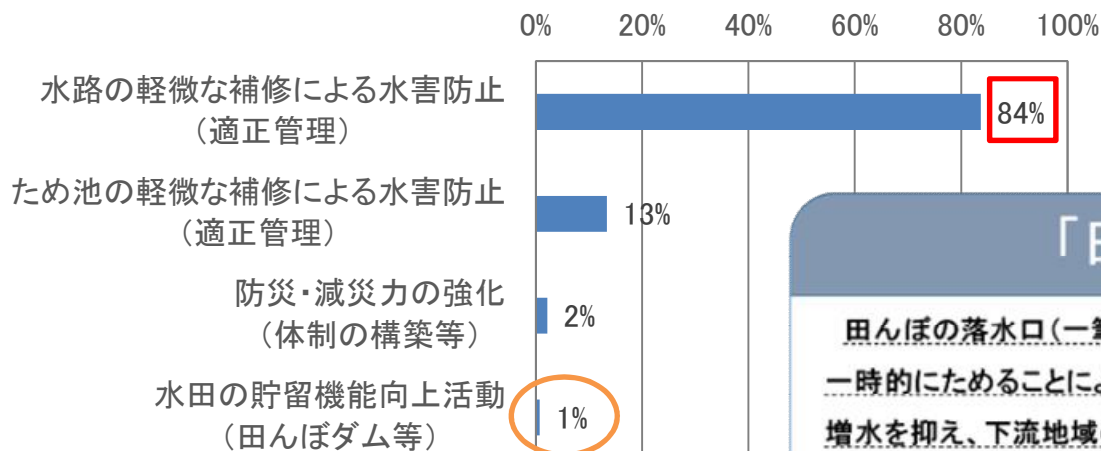
農業者による検討会の実施状況



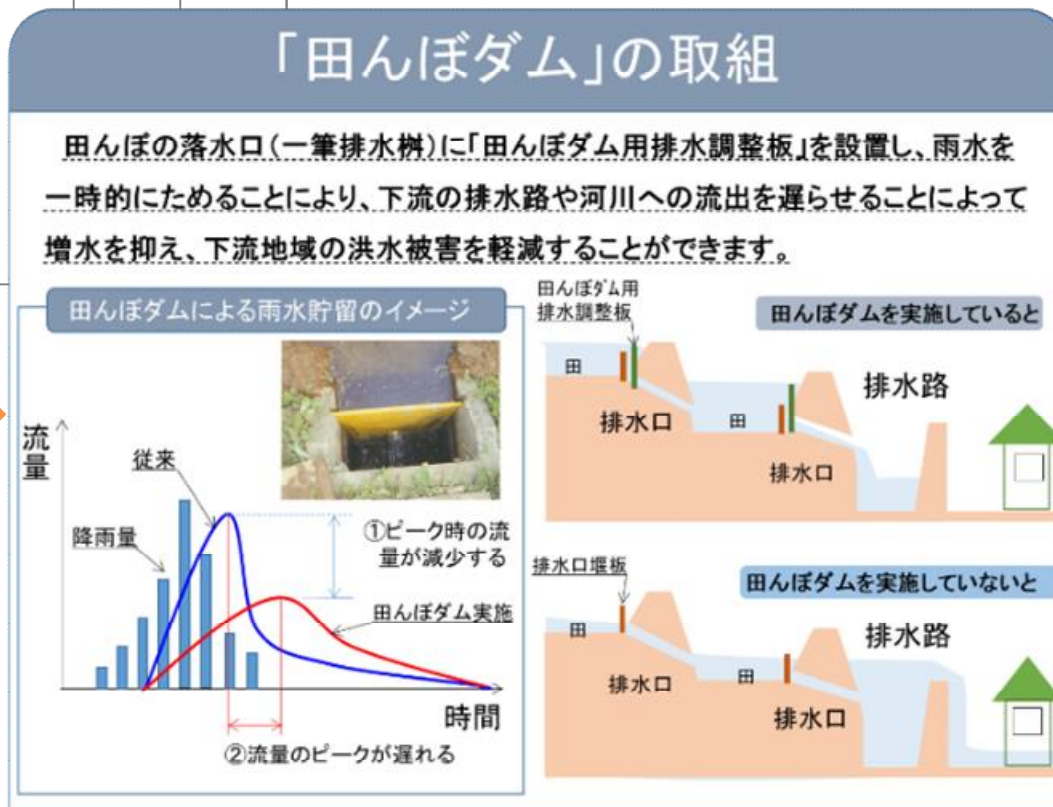
➡ ※本交付金は、構造改革の後押し等地域農業の振興に貢献

## ✓ 6) 自然災害の防災・減災による地域防災力の向上

- ▶ 活動組織の約8割が「水路など施設の軽微な補修」に取り組んでいる
- ▶ 近年の異常気象により多発する豪雨災害への対応として、水田の貯留機能を増進し、下流域の洪水被害軽減を図る「田んぼダム」の取組を国に先駆けて推進。過去の水害経験をふまえ東近江市の5組織において実施。



「田んぼダム」  
5組織 261ha



➡ ※本交付金は、自然災害の防災・減災による地域防災力の向上に貢献

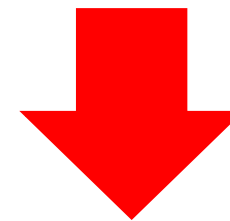
## ✓「施策評価について」

「農業の持続的な発展」

「多面的機能の発揮」

「農村の振興」

農業農村の維持・発展に  
寄与していることを確認



多面的機能支払交付金事業に取り組む効果



農地・農業用施設の  
適正な保全管理を実現  
していくためにも、  
本交付金による支援は  
重要であると評価

## ✓ 課題と今後の取組方針

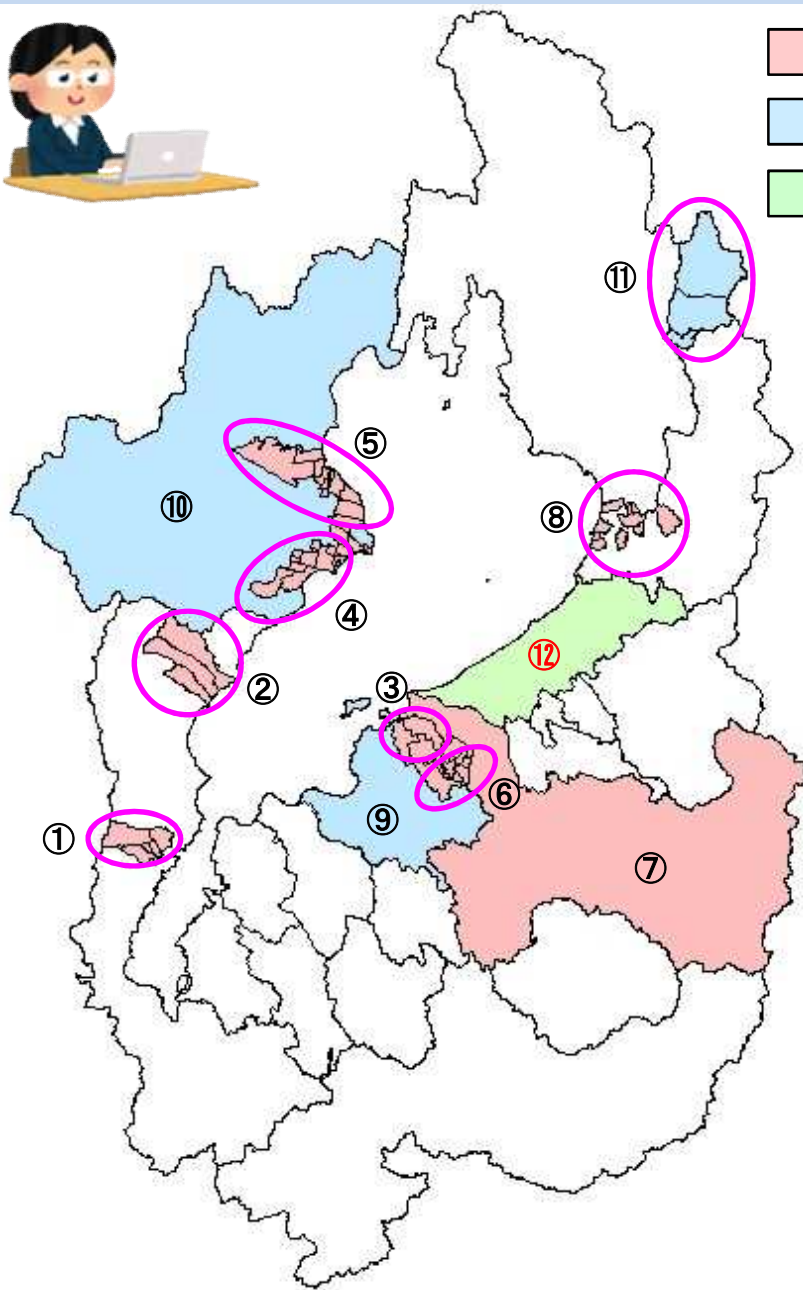
### ◇ 課題

- 構成員の高齢化による参加者減少や後継者不足などにより活動の継続が困難となりつつある。持続的な活動とするために、**活動組織の体制強化**が必要。
- 書類作成等事務処理に多くの時間と労力を要し、円滑な活動の支障になっているという声も聞かれるため、**事務の効率化・合理化による負担軽減**が必要。
- 整備後30年以上経過し、老朽化が著しく進行する**農業水利施設の長寿命化対策**が必要。

### ◇ 取組方針

- 本対策による**地域の共同活動を支援し、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮や農家への農地集積といった構造改革の後押しなど、多様な効果発現を着実に図っていく。**
- **多様な主体の参画促進や活動組織の広域化を進め、地域資源が持続的に保全管理されるよう、更なる活動組織の体制強化を支援する。**
- **地域に寄り添いながら、地域の悩みや課題解決に向けた事務・技術研修会や説明会などの支援**を市町や推進協議会と連携し、継続して支援を行う。
- **農業水利施設の長寿命化対策については、他事業の活用も視野に入れながら、地域の実情にあった長寿命化対策の実施を支援する。**

# ✓ (参考)活動組織の広域化推進状況



- : 広域活動組織設立済み(平成30年度)
- : 令和元年度に広域組織を設立
- : 令和2年度に広域組織を設立

|   | 広域組織名称                    | 市町名           | 年度  | タイプ   |
|---|---------------------------|---------------|-----|-------|
| ① | 仰木を守る会                    | 大津市           | H19 | 旧村単位  |
| ② | 大比良まるごと保全の会               | 大津市           | H19 | 改良区単位 |
| ③ | 大中環境保全の会                  | 東近江市<br>近江八幡市 | H19 | 改良区単位 |
| ④ | 鴨川水土里グループ                 | 高島市           | H19 | 改良区単位 |
| ⑤ | 水土里を守る会新旭地区               | 高島市           | H19 | 改良区単位 |
| ⑥ | 小中之湖地域環境保全会               | 近江八幡市<br>東近江市 | H24 | 改良区単位 |
| ⑦ | 東近江市農村まるごと保全<br>広域協定運営委員会 | 東近江市          | H29 | 市町単位  |
| ⑧ | 天の川水土里保全会                 | 米原市           | H30 | 改良区単位 |
| ⑨ | 近江八幡市農村まるごと<br>広域協議会      | 近江八幡市         | R1  | 市町単位  |
| ⑩ | 広域たかしま                    | 高島市           | R1  | 市町単位  |
| ⑪ | 東草野農地保全会                  | 米原市           | R1  | 旧村単位  |
| ⑫ | 広域ひこね                     | 彦根市           | R2  | 改良区単位 |





ご清聴  
ありがとうございました



にぎわう農村フォトコンテスト受賞作品より(H23~H27)